

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進  
のための所有地の借受者公募要項

平成25年3月

東京都都市整備局

## 目 次

1	公募の趣旨	3
2	応募資格	3
3	貸付予定地の概要	4
4	貸付条件等	4
5	施設整備に関する基本的事項	5
6	貸付までのスケジュール	6
7	公募要項等の配布	6
8	質疑及び回答	6
9	借受申請書類の提出	7
10	借受者の選定方法	8
	質問票	10
	別記第1号様式	11
	様式2-①	12
	様式2-②	14
	現地案内図	15
	明細図	17
	地積測量図	19
	都有地活用による緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業実施要綱等	21

本要項に関する問合せ窓口

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 耐震化推進係

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎3階南側

電話：03-5321-1111 内線 30-647

## 1 公募の趣旨

東京都（以下「都」という。）では現在、東京都耐震改修促進計画（計画期間：平成23年度から平成32年度まで）に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図っています。特に、緊急輸送道路の沿道建築物は、地震により倒壊し道路閉塞を起こした場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障を来し、甚大な被害につながるおそれがあるほか、地震発生後の緊急物資等の輸送や、復旧・復興活動を困難にさせることが懸念されるため、平成27年度までに耐震化率100%を目標としています。この目標を達成するために、平成23年3月には「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を制定し、平成24年4月から耐震診断の実施等を全国に先駆けて義務付けるとともに、耐震診断や耐震改修等費用の助成制度の充実を図るなど、耐震化を強力に進めています。

これらの取組により、耐震診断の助成については大幅に件数が伸びており、今後は耐震改修工事や建替え工事についても平成27年度に向けて件数増が見込まれますが、費用面のほか、当該工事の期間中における資材置場や仮移転先の用地の確保なども課題となっています。

このため、都では、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事や建替え工事期間中における代替施設等の用地として公有地を貸し付けることで、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進することとしました。今回の公募は、公有地活用による緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業実施要綱（平成25年3月1日付24都市建企第1298号。以下「実施要綱」という。21ページ参照。）に基づき、公有地を借り受ける個人又は法人（以下「借受者」という。）を募集するものです。借受者は、この要項に定める応募資格を満たす応募者から、書類審査等により総合的に評価した上で決定します。

## 2 応募資格

応募者は、以下の資格要件を全て満たすことが必要です。

なお、同一応募者が複数の土地に申込みをすることはできません。

### (1) 基本的条件

- ① 緊急輸送道路沿道建築物を所有する者であること。
- ② 所有する緊急輸送道路沿道建築物が耐震改修等工事をする必要があること。
- ③ 耐震改修等工事が適切なスケジュールに基づいた工事計画であること。
- ④ 耐震改修等工事に必要な資金計画が策定されていること。
- ⑤ 公有地の利用が貸付地近隣へ配慮された計画であること。
- ⑥ 耐震改修等工事に際し貸付地の必要性があること。
- ⑦ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震強度が低く、地震により倒壊する可能性があること。

### (2) 資格制限

次のいずれかに該当する者は、(1)の基本的条件を全て満たしていても応募者となることができません。

- ① 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表各号に該当する者

- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札への参加を制限されている者
- ③ 都からの借入金の償還及び公租公課を滞納している者
- ④ 成年被後見人等法律行為を行う能力を有しない者
- ⑤ 破産者で復権を得ない者
- ⑥ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により、更正、再生手続等を開始している者

### 3 貸付予定地の概要

#### (1) 所在地・貸付面積・貸付料

物件番号	名称	所在地番	貸付面積	貸付料 (月額)
1	旧千住消防署敷地	足立区千住一丁目6-4	611.36 m <sup>2</sup>	335,636 円
2	旧事業用代替地	町田市函師町字九号1784番1	287.98 m <sup>2</sup>	50,972 円

#### (2) 現地の見学

貸付予定地は、現在、柵で囲まれているため、敷地内に立ち入ることはできませんが、現況は確認することができます。なお、車や大人数での見学は御遠慮下さい。

### 4 貸付条件等

所有地の貸付けは、以下の条件により都と借地借家法（平成3年法律第90号）第25条に定める臨時設備の設置その他一時使用のための賃貸借契約により行います。

#### (1) 貸付期間

貸付期間は、1年以内とします。ただし、必要な期間につき1年以内の期間で更新できるものとします（工事計画書には、必要な期間を記載して下さい）。

#### (2) 貸付開始時期

借受者の決定後、契約を締結し、貸付けを開始します。

#### (3) 支払方法

都が発行する納入通知書により、貸付契約の締結と同時に、貸付期間を通じた全額を支払うものとします。貸付料の起算日は、契約により定めます。貸付期間の起算日又は終了日が月の途中になった場合は、その月の賃料は日割り計算によって算出します。

なお、貸付料の支払が遅れた場合には、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）第38条の2の規定により計算される額の延滞金を徴収します。

(4) 借地権の登記

借地権の設定登記は認められません。

(5) 用途の指定

借受者は、借り受けた都用地を緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等工事期間中の代替施設又は資材置場として使用しなければなりません。

(6) 施設整備

当該都用地を代替施設又は資材置場として使用するために必要な施設、設備等は、借受者の負担で設置してください。

(7) 維持管理

施設、設備等の維持管理に係る費用は借受者が負担してください。

また、当該敷地内にある既存樹木の維持管理、伐採、枝のせん定等に係る経費も借受者が負担してください。草刈、枝のせん定等を適宜行い、近隣住民に十分配慮した維持管理を行っていただきます。

(8) 土地の返還

貸付期間が満了したとき又は賃貸借契約が解除されたときは、借受者は、直ちに借り受けた都用地を自らの負担により原状に回復し、都に返還しなければなりません。

(9) その他

契約の解除その他の事項については、都が定める契約書によります。

5 施設整備に関する基本的事項

(1) 施設、設備等の整備

貸付地に施設、設備等を整備する際には、以下の関係法令を遵守してください。

- ① 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ② 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）
- ③ その他関係法令

(2) 特記事項

① 地域住民への対応

施設、設備等の整備に当たっては、地域住民に対し十分な説明を行うとともに、誠実に対応してください。ただし、本公募による借受者として決定されるまでは、地域住民に対する説明や調整等を行わないでください。

② 建築確認申請

仮設建築物であっても、建築確認申請が必要となる場合があります。以下の所管行政庁へ必要な申請を行ってください。

物件番号1・・・10,000㎡未満の建築物は、足立区役所建築室建築審査課へ申請して下さい。

10,000 m<sup>2</sup>以上の建築物は、東京都都市整備局市街地建築部建築指導課へ申請して下さい。

物件番号2・・・町田市都市づくり部建築開発審査課へ申請して下さい。

## 6 貸付までのスケジュール

平成25年3月25日（月曜日）から	公募要項等の配布
3月25日（月曜日）から3月29日（金曜日）まで	質疑受付期間
4月下旬	質疑への回答の公表
6月24日（月曜日）から6月28日（金曜日）まで	借受申請書受付期間
7月1日（月曜日）から7月31日（水曜日）まで	審査
8月中旬	借受予定者の決定
9月以降	賃貸借契約の締結 土地の貸付け、代金の支払

※審査結果は、全ての応募者に平成25年8月下旬以降に郵送する予定です。

## 7 公募要項等の配布

公募要項等は、都市整備局ホームページにおいて平成25年3月25日（月曜日）からダウンロードできます（<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/topics/h24/topi047.html>）。

また、受付窓口（下記提出先参照）において、平成25年3月25日（月曜日）から3月29日（金曜日）までの午前9時から正午まで及び午後1時から5時までの間に配布します。なお、郵送による配布は行いません。

## 8 質疑及び回答

### (1) 質疑の方法

質疑の内容を別添「質問票」に記載の上、FAXにより送付してください。

これ以外の方法（電話、訪問、メール等）による質問は御遠慮ください。

なお、質問票は、質問事項1件ごとに作成してください（1通の質問票に複数の質問事項を記載しないようにしてください）。

### (2) 受付期間及び送付先

#### ① 受付期間

平成25年3月25日（月曜日）から3月29日（金曜日）まで

#### ② 送付先

FAX：03-5388-1356

東京都都市整備局市街地建築部建築企画課

### (3) 回答の方法

質問のあった方に対して、平成25年4月下旬を目途に、FAXで回答するとともに、東京都都市整備局公式ホームページに掲載します。

質問回答書は、公募要項と一体のものとして、公募要項と同等の効力を有するものとします。

## 9 借受申請書類の提出

応募者は、次により借受申請書類を提出してください。提出締切日以降の提出書類の修正や変更は受け付けません。

### (1) 提出書類

#### ① 個人の場合

- ア 所有地等借受申請書（別記第1号様式）
- イ 住民票又は外国人登録原票記載事項証明書 ※申請日から3か月以内
- ウ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書 ※申請日から3か月以内
- エ 緊急輸送道路沿道建築物の所有者である旨が確認できるもの
- オ 所有する緊急輸送道路沿道建築物の建築確認年月日又は建築竣工年月日が確認できるもの
- カ 所有する緊急輸送道路沿道建築物が区分所有建物の場合、区分所有者の耐震改修等工事の実施の同意が確認できるもの（管理組合の規約と耐震改修等工事の実施を決議した事が確認できる書類）
- キ 所有する緊急輸送道路沿道建築物の所有形態が共有の場合は、共有者の耐震改修等工事の実施の同意が確認できるもの
- ク 所有する緊急輸送道路沿道建築物の高さが確認できるもの
- ケ 所有する緊急輸送道路沿道建築物が接する緊急輸送道路の前面道路幅員が確認できるもの
- コ 所有する緊急輸送道路沿道建築物がある場所の付近見取り図
- サ 今回の工事に関する工事計画書（様式2-①又は様式2-②）
- シ 耐震補強工事後の建物配置図又は建替工事後の建物配置図
- ス 借受所有地利用計画図
- セ 耐震診断結果報告書（写し）

#### ② 法人の場合

- ア 所有地借受申請書（別記第1号様式）
- イ 商業登記事項証明書
- ウ 貸借対照表 ※直近3年度分
- エ 事業報告書 ※直近3年度分
- オ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書 ※申込日から3か月以内
- カ 緊急輸送道路沿道建築物の所有者である旨が確認できるもの
- キ 所有する緊急輸送道路沿道建築物の建築確認年月日又は建築竣工年月日が確認できるもの
- ク 所有する緊急輸送道路沿道建築物が区分所有建物の場合、区分所有者の耐震改修工事実

施の同意が確認できるもの（管理組合の規約と耐震改修等工事の実施を決議した事が確認できる書類）

ケ 所有する緊急輸送道路沿道建築物の所有形態が共有の場合は、共有者の耐震改修工事実施の同意が確認できるもの

コ 所有する緊急輸送道路沿道建築物の高さが確認できるもの

サ 所有する緊急輸送道路沿道建築物が接する緊急輸送道路の前面道路幅員が確認できるもの

シ 所有する緊急輸送道路沿道建築物がある場所の付近見取り図

ス 今回の工事に関する工事計画書（様式2-①又は2-②）

セ 耐震補強工事後の建物配置図又は建替後の建物配置図

ソ 借受都有地利用計画図

タ 耐震診断結果報告書（写し）

## （2）提出部数・綴り方

### ア 正本1部

ファイル（A4判・縦型・左とじ）で綴り、表紙及び背表紙にタイトル・個人（法人）名を記入し、各書類番号（7～8ページを参照）を記載したインデックスを付して提出して下さい。

### イ 副本9部

ファイル（A4判・縦型・左とじ）で綴り、各書類番号（7～8ページを参照）を記載したインデックスを付して提出して下さい。

## （3）提出日時及び場所

### ① 日時

平成25年6月24日（月曜日）から平成25年6月28日（金曜日）まで  
午前9時から午後5時まで

※提出に際しては、電話予約の上、御来庁下さい。

### ② 場所

新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎3階南側  
都市整備局市街地建築部建築企画課耐震化推進係  
電話 03-5388-3348（直通）

## 10 借受者の選定方法

### （1）借受者の決定方法

都有地活用による緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業に関する利用者選定審査基準（30ページ）のとおりです。

### （2）ヒアリング等の実施



応募書類提出後、審査に当たって、応募者に提出書類の内容等について、確認が必要であると都が判断した場合には、説明又は追加資料の提出を求めることがあります。

(3) 失格要件

次の事項に該当すると認められる場合は、失格とします。

ア 借受申請書類の内容が本要項の示す要件を満たしていない場合

イ 借受申請書類の虚偽の記載があることが判明した場合

ウ 借受者が本要項に掲げる内容に反していることが判明した場合

(4) 審査基準

所有地活用による緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業に関する利用者選定審査基準（30ページ）のとおりです。

(5) 公表

応募書類の内容については、公表することがあります。

都市整備局市街地建築部建築企画課 あて

FAX : 03 (5388) 1356

電話 : 03 (5388) 3362 (直通)

### 質問票

都用地活用による緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業

個人名	
法人名	
所在地	
担当者	
連絡先	FAX TEL

※ 質問事項1件ごとに記入してください。

質問事項	(公募要項 ページ 行目)
内容	

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

## 都有地借受申請書

東京都都市整備局長 殿

住 所

申請者名 ㊟

都有地活用による緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業実施要綱第7条第2項の規定により、都有地を借り受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 希望する都有地  
所在地  
面積

2 借受希望期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 用途

4 連絡先

申請者名		電 話	
		携帯電話	
		F A X	
		e-mail	
住 所		郵便番号	
担当部署 (法人のみ)		担当者名 (法人のみ)	

様式2—①（貸付地を代替施設として使用する場合）

## 工事計画書

### 1 工事計画概要

#### (1) 施設整備スケジュール（予定）

##### 【緊急輸送道路沿道建築物】

①着工時期                      平成    年    月    日   （予定工期：                      ）  
②竣工時期                      平成    年    月    日

##### 【代替施設】

①着工時期                      平成    年    月    日（予定工期：                      ）  
②竣工時期                      平成    年    月    日  
③仮移転先建築物利用期間      平成    年    月    日～平成    年    月    日  
④解体時期

#### (2) 代替施設整備中の近隣住民へ配慮した取組について

#### (3) 代替施設利用中の近隣住民へ配慮した取組について

#### (4) 貸付地に建築する代替施設の施設・設備内容

① 建物面積：建築面積                      m<sup>2</sup>、延べ床面積（施設全体）                      m<sup>2</sup>  
③ 建物の構造：                      造                      階建て（    準耐火建築                      ・    耐火建築                      ）

## 2 資金計画概要

### (1) 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等工事に関する資金計画

(単位：千円)

項目	金額	充当財源				
		自己資金	借入金	助成金	その他	合計
直接工事費						
人件費						
諸経費						
合計						

### (2) 代替施設整備資金計画

(単位：千円)

項目	金額	充当財源				
		自己資金	借入金	助成金	その他	合計
直接工事費						
人件費						
諸経費						
合計						

様式2—②（貸付地を資材置き場として使用する場合）

## 工事計画書

### 1 事業計画概要

#### （1）施設整備スケジュール（予定）

##### 【緊急輸送道路沿道建築物】

①着工時期                      平成    年    月    日    （予定工期：                      ）  
②竣工時期                      平成    年    月    日

##### 【貸付地】

①貸付地利用予定期間                      平成    年    月    日～平成    年    月    日

#### （2）貸付地利用中の近隣住民へ配慮した取組について

--

### 2 資金計画概要

#### （1）緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等工事に関する資金計画

（単位：千円）

項目	金額	充当財源				
		自己資金	借入金	助成金	その他	合計
直接工事費						
人件費						
諸経費						
合計						

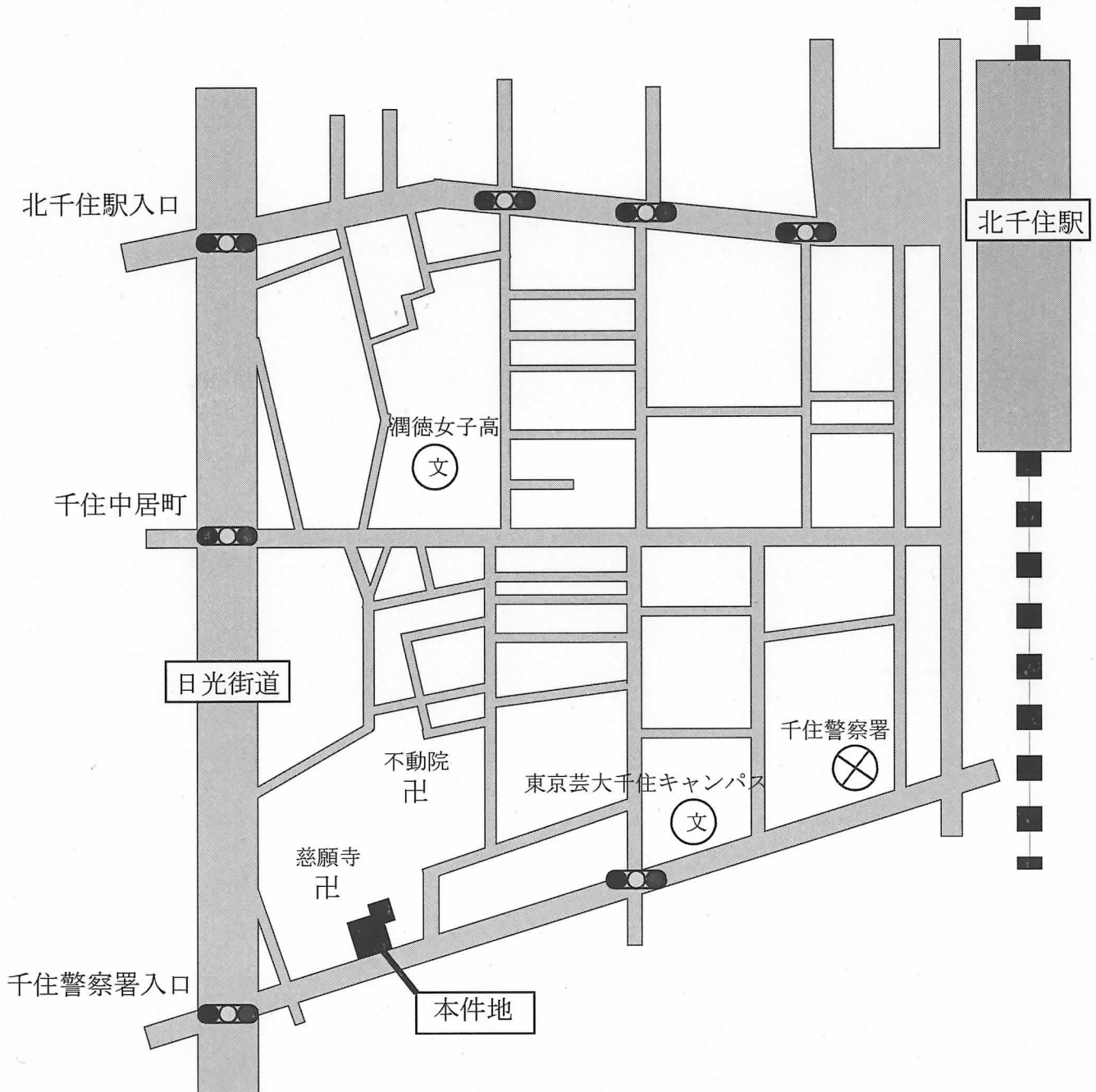
[現地案内図]

物件番号 1

所在地：足立区千住一丁目 6 - 4

敷地面積：611.36 m<sup>2</sup>

交通機関：J R 常磐線「北千住」駅徒歩約 10 分



[現地案内図]

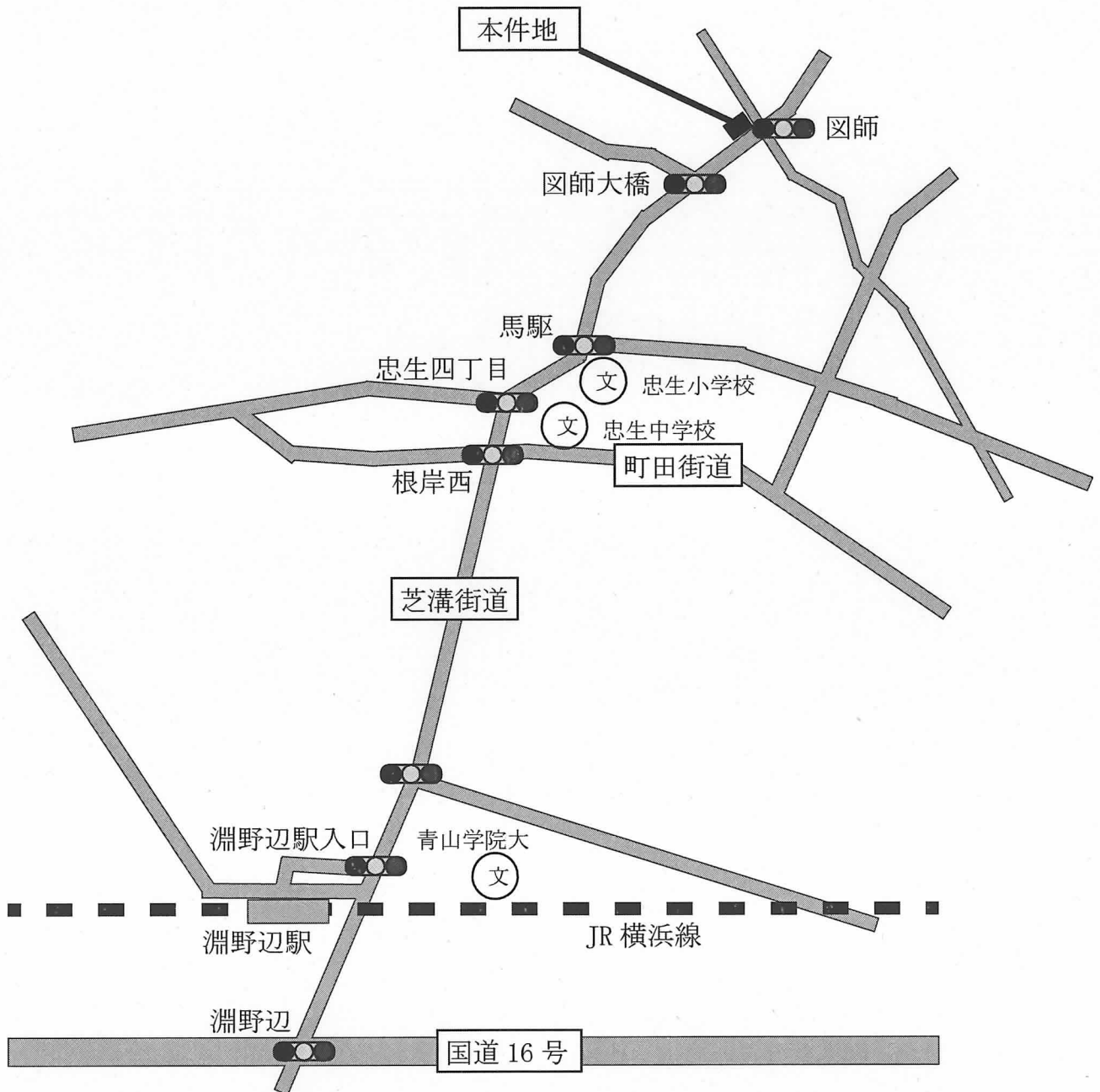
物件番号 2

所在地：町田市関師町字九号 1784 番 1

敷地面積：287.98 m<sup>2</sup>

交通機関：J R 横浜線「淵野辺」駅北東方 3,600m

神奈川中央交通バス「関師」停留所東方 140m





[明細図]

物件番号 1

所在地：足立区千住一丁目 6 - 4

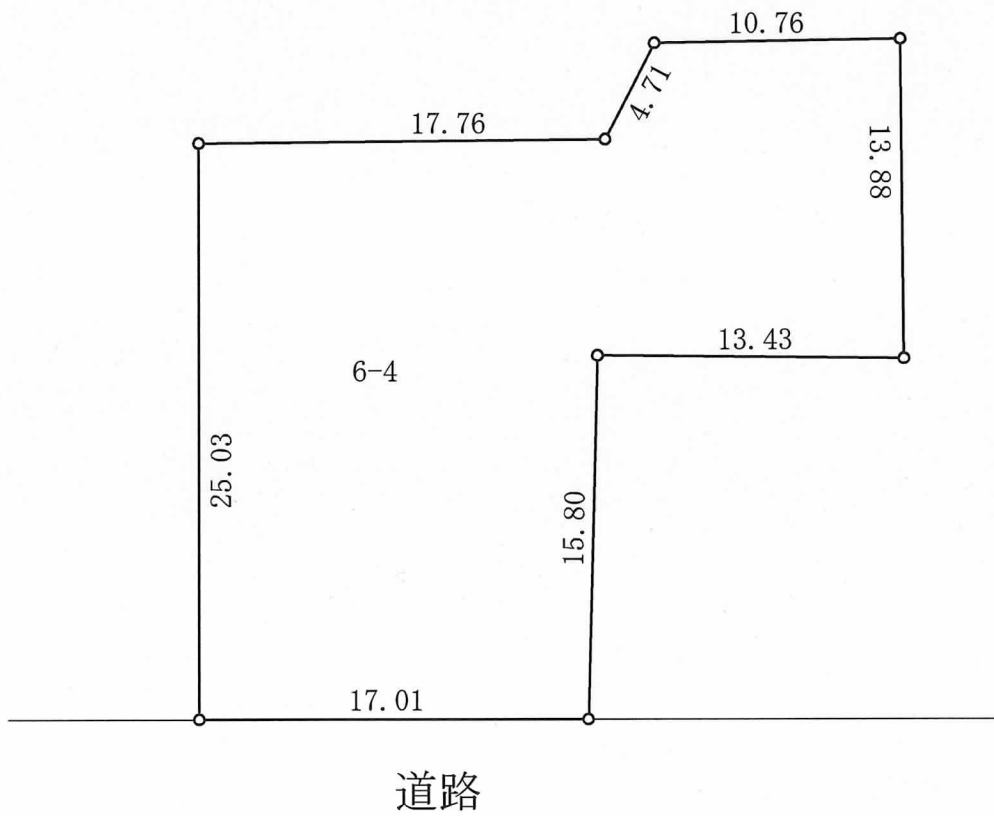
敷地面積：611.36 m<sup>2</sup>

現況：更地

用途地域：商業地域

建ぺい率：80%

容積率：500%



[明細図]

物件番号 2

所在地：町田市函師町字九号 1784 番 1

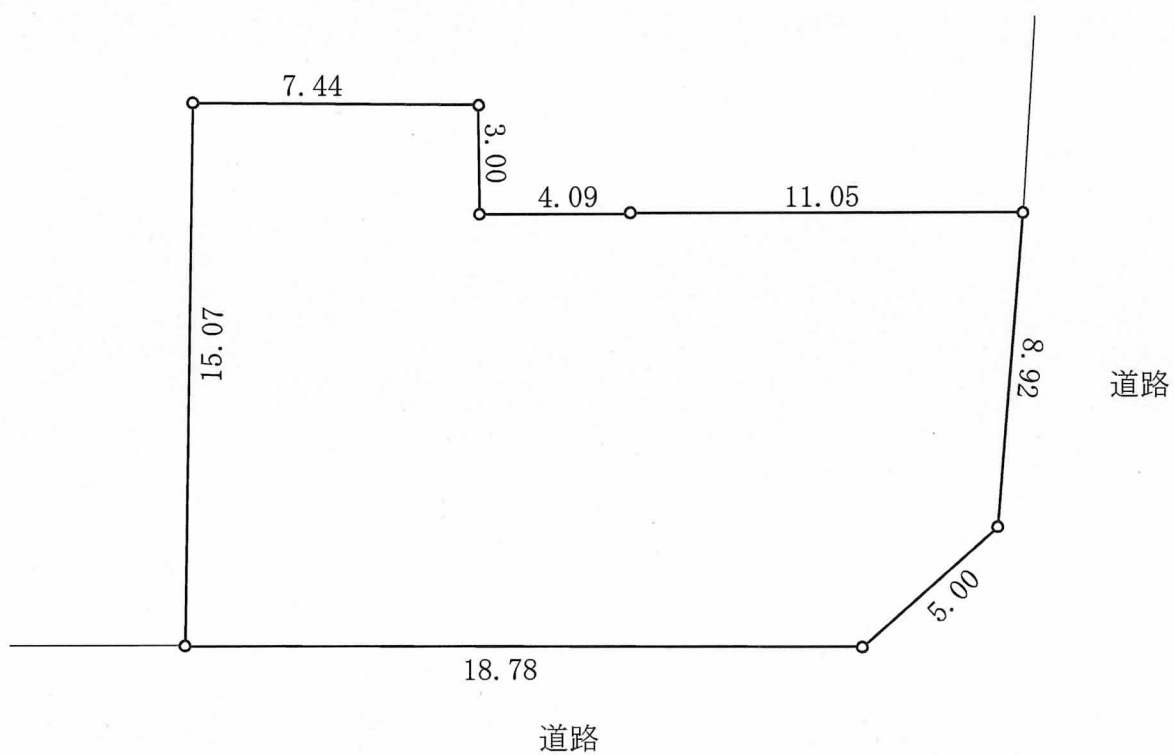
敷地面積：287.98 m<sup>2</sup>

現況：更地

用途地域：準住居地域

建ぺい率：60%

容積率：200%



登記年月日：平成24年7月26日

地積測量図

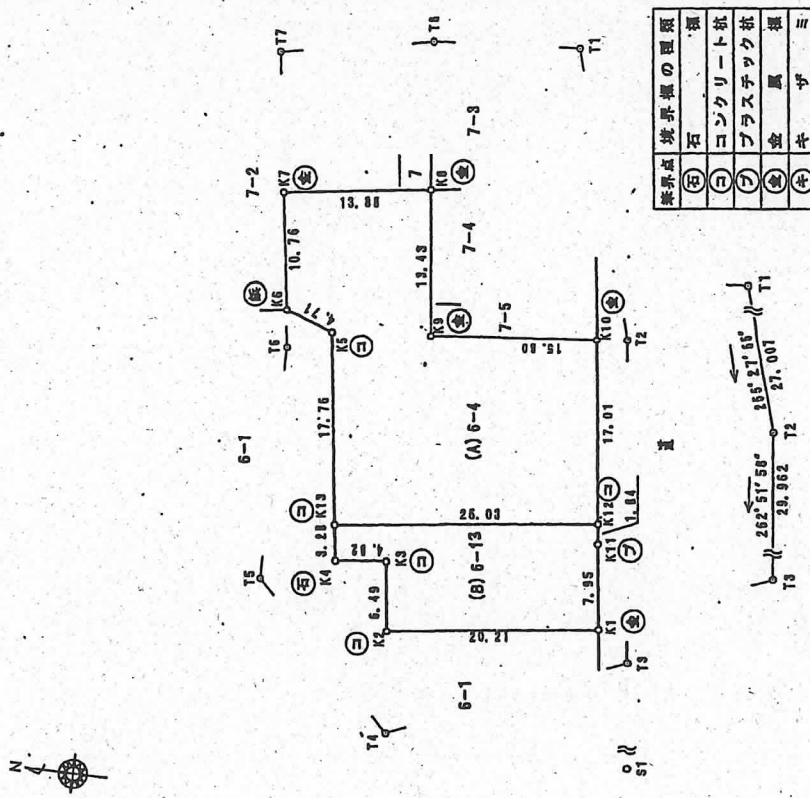
地番	(A) 6-4 (B) 6-13
土地の所在	足立区千住一丁目

測点	X	Y	X-X	Y (X-X)
K5	520.305	471.387	6.894	3249.741978
K6	524.735	472.996	6.000	2837.976000
K7	526.305	488.647	-12.175	-5888.402225
K8	512.560	486.598	-15.355	-7456.357290
K9	510.950	472.263	-17.332	-8185.262316
K10	495.228	478.912	-17.938	-8438.663896
K12	493.017	457.045	22.613	10835.198885
K13	517.841	453.792	27.288	12383.076096
倍面積				-1222.733068
面積				611.366534
地積				611.36 m <sup>2</sup>

測点	X	Y	X-X	Y (X-X)
K1	491.728	447.831	18.980	8490.342380
K2	511.757	444.623	20.862	9275.725026
K3	512.550	451.051	5.629	2539.022659
K4	517.386	450.539	5.251	2365.760289
K13	517.841	453.792	-24.369	-11058.457248
K12	493.017	457.045	-25.064	-11455.375880
K11	492.777	455.213	-1.289	-586.769557
倍面積				-429.782521
面積				214.866311
地積				214.86 m <sup>2</sup>

地番	面積
(A) 6-4	611.36 m <sup>2</sup>
(B) 6-13	214.86 m <sup>2</sup>

測点	X	Y	既知点の種類
T1	499.110	500.367	鉄
T2	492.832	474.244	鉄
T3	488.611	444.513	鉄
T4	510.718	434.991	木杭
T5	524.220	447.995	木杭
T6	524.288	469.384	木杭
T7	528.097	496.088	鉄
T8	513.888	498.784	鉄
S1	483.641	404.005	郵政庁値10.30057



境界点	境界線の種類
(石)	石
(コンクリート杭)	コンクリート杭
(プラスチック杭)	プラスチック杭
(金)	金
(木)	木杭
(鉄)	鉄
(ベ)	ベ

測量年月日	平成24年 6月 4日
測量係	佐藤 豊 根 系

作成者	申請人	縮尺

(平成24年 6月26日作成)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成24年 8月 2日

東京法務局城北出張所

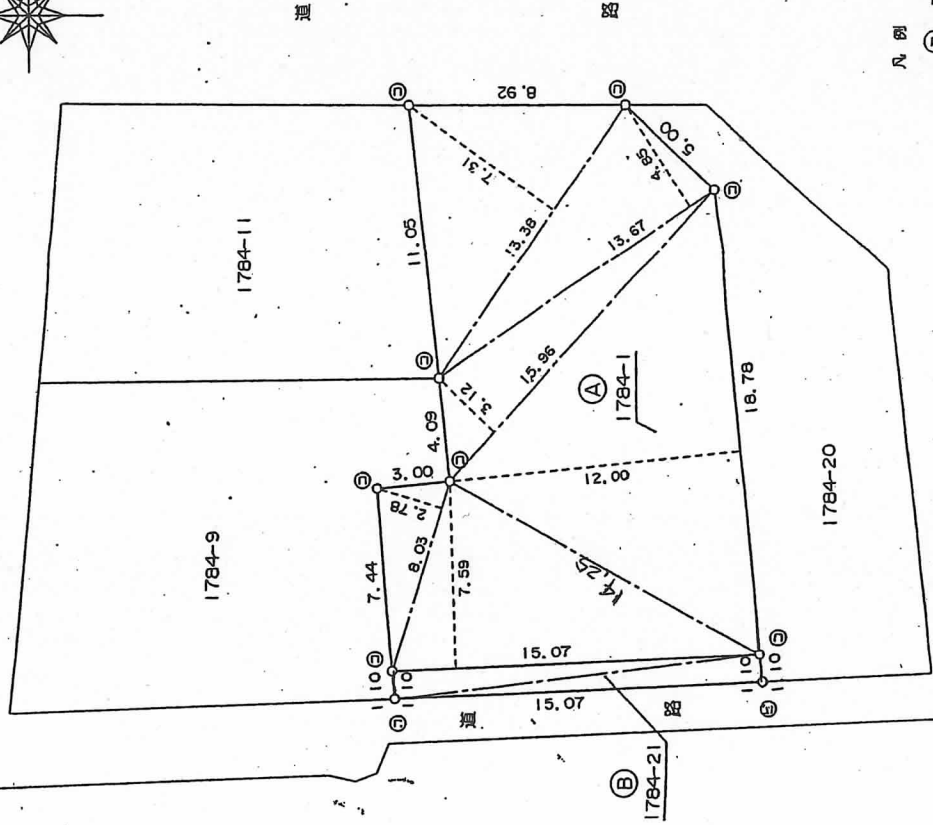
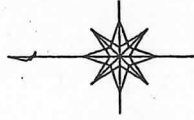
登記官

後藤 浩平



地積測量図

地番 1784-1, -21  
土地の所在 町田市図師町字九号



三斜求積表

④ 1784-1			
地番	底辺	高さ	積面積
イ	8.03	2.78	22.3234
ロ	15.07	7.59	114.3813
ハ	18.78	12.00	225.3600
ニ	15.96	3.12	49.7952
ホ	13.67	4.85	66.2995
ヘ	13.38	7.31	97.8078
	積面積		575.9672
	積面積		287.9836
	地積		287.98 m <sup>2</sup>

⑥ 1784-21			
地番	底辺	高さ	積面積
イ	15.07	1.10	16.5770
ロ	15.07	1.10	16.5770
	積面積		33.1540
	積面積		16.5770
	地積		16.57 m <sup>2</sup>

製作者

申請人

縮尺

(平成 8 年 12 月 10 日 作製)

24 都市建企第1298号  
平成25年2月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が所有する土地（以下「都有地」という。）のうち、耐震改修等工事を行うための未利用の都有地の貸付けに係る基本的事項を定めることにより、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等工事を促進し、地震に対する安全性の向上を図り、もって都民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 緊急輸送道路 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第3項第1号の規定により緊急輸送道路として東京都耐震改修促進計画に記載された道路をいう。
- 2 緊急輸送道路沿道建築物 耐震改修促進法第6条第3号に定める、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物をいう。
- 3 耐震診断 耐震改修促進法第4条第2項第3号に規定する技術上の指針（以下「技術的指針」という。）に基づき地震に対する安全性を評価することをいう。
- 4 耐震改修 技術的指針に定める地震に対する安全性の基準に適合させることを目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。
- 5 耐震改修等 耐震改修を行い、又は全部を除却し、若しくは一部を除却し、若しくは全部若しくは一部を移転して建築物のいずれの部分の高さも、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第4条で定める高さ以下のものとするをいう。

(対象となる工事)

第3条 この要綱の対象となる工事は、緊急輸送道路沿道建築物において行う耐震改修等の工事（以下「耐震改修等工事」という。）とする。

(対象となる都有地)

第4条 この要綱の対象となる都有地は、都において利用予定のないものの中から、財務局長が決定する。

(貸付対象者)

第5条 都有地の貸付対象者は、緊急輸送道路沿道建築物を所有する個人又は法人で、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等工事のため、当該工事に要する期間中に代替施設等として用地を確保する必要があると認められる者とする。

(貸付条件)

第6条 所有地を貸し付ける条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 貸し付ける所有地は、工事期間中の代替施設の用地、資材置場その他耐震改修等工事に資するための用地として使用すること。
- (2) 前号に規定する用途で使用するために必要な施設、設備等（以下「施設等」という。）は、所有地を借り受ける個人又は法人（以下「借受者」という。）の負担で設置すること。
- (3) 施設等の維持管理に係る費用は、借受者が負担すること。
- (4) 貸し付ける所有地及びその周辺地域の安全、環境等に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- (5) 貸し付ける所有地は、第三者に転貸しないこと。
- (6) 借受者は、貸付期間が満了したとき又は賃貸借契約が解除されたときは、直ちに借り受けた所有地を借受者の負担により原状に回復して都に返還すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、都市整備局長（以下「局長」という。）が必要と認め、あらかじめ提示する条件を遵守すること。

(公募)

第7条 局長は、所有地の借受者を公募して決定する。

- 2 公募に応じる個人又は法人（以下「応募者」という。）は、所有地借受申請書（別記第1号様式）及び局長が別に定める書類を局長に提出しなければならない。
- 3 その他公募に必要な事項は局長が別に定める。

(審査会)

第8条 応募者の適格性を審査するため、所有地利用者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、局長が別に定める審査基準に基づき、適正に審査しなければならない。
- 3 審査会の設置及び運営について必要な事項は、局長が別に定める。

(借受者の決定等)

第9条 局長は、審査会の審査を経て、借受者を決定し、貸し付けることを決定した応募者には、所有地貸付決定通知書（別記第2号様式）により、貸し付けないことを決定した応募者には、所有地の貸付けを行わない旨の通知書（別記第3号様式）により、その旨を通知する。

- 2 局長は、前項の規定により借受者を決定したときは、関係書類を添付して財務局長に通知する。

(貸付契約)

第10条 貸付契約の形態は、臨時設備の設置その他一時使用目的の土地賃貸借契約（以下「一時貸付契約」という。）とする。

- 2 前条第1項に規定する貸付決定の通知を受けた応募者は、都との協議により時期を定め、一時貸付契約を締結しなければならない。
- 3 一時貸付契約の締結は、財務局長が行う。

(貸付期間)

第11条 貸付期間は、1年以内とする。

2 前項の貸付期間は、必要と認められる場合は、1年以内の期間で更新可能とする。

3 借受者は、前項の規定により貸付期間の更新を行う場合は、貸付期間満了の3か月前までに貸付期間更新申請書（別記第4号様式）を局長に提出しなければならない。

4 局長は、前項の貸付期間更新申請書を受理した場合は、審査会に付議し、更新の適否を決定し、決定後の手続は、第9条及び第10条に準じるものとする。

(貸付料)

第12条 貸付料は月額とし、その額は、別途都において評価した額とする。

2 貸付料は、1か月に満たないものは日割りとする。

3 借受者は、一時貸付契約の締結と同時に、貸付期間を通じた全額を支払うものとする。

(使用状況の確認)

第13条 局長は、貸し付けた所有地の使用状況等を確認するため、必要に応じ、調査を行うものとする。

2 局長は、前項の調査において、貸し付けた所有地の使用方法が不適切と認められたときは、借受者に対し、改善を勧告するものとする。

3 局長は、報告期限を定めて、借受者に使用状況の報告をさせることができる。

4 局長は、財務局長から求めがあった場合は、第1項に規定する調査を行い、財務局長へ報告するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

## 都有地借受申請書

東京都都市整備局長 殿

住 所

申請者名 ㊟

都有地活用による緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進事業実施要綱第7条第2項の規定により、都有地を借り受けたいので、下記のとおり申請します。

### 記

1 希望する都有地  
所在地  
面積

2 借受希望期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 用途

4 連絡先

申請者名	電 話	
	携帯電話	
	F A X	
	e-mail	
住 所	郵便番号	
担当部署 (法人のみ)	担当者名 (法人のみ)	



別記

第2号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

東京都都市整備局長 印

## 都 有 地 貸 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申込みのあった都有地借受けについては、下記により貸付けを決定しましたので、都有地活用による緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業実施要綱第9条第1項の規定によりお知らせいたします。

### 記

1 貸付対象となる都有地

所 在 地

面 積

2 貸付期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 貸付料

月 額 金 円

4 その他

(日本工業規格A列4番)

別記

第3号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

東京都都市整備局長 印

### 都用地の貸付けを行わない旨の通知書

年 月 日付けで申込みのあった都用地借受けについては、貸付けを行わないことを決定しましたので、都用地活用による緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業実施要綱第9条第1項の規定によりお知らせいたします。

（日本工業規格A列4番）

別記

第4号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

東京都都市整備局長 殿

住 所

申請者名 印

## 貸付期間更新申請書

都用地活用による緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業実施要綱第11条第3項の規定により、貸付期間を更新したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 更新を希望する都用地

所 在 地

面 積

2 更新希望期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 更新を希望する理由

4 連絡先

（日本工業規格A列4番）

## 都有地利用者選定審査会要綱

24 都市建企第1298号  
平成25年2月28日

### (趣旨)

第1 この要綱は、都有地活用による緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業実施要綱(平成25年2月28日付24都市建企第1298号)第8条第3項の規定に基づき、都有地利用者選定審査会(以下「審査会」という。)について必要な事項を定める。

### (審査事項)

第2 審査会は、第5に定める審査基準に基づき、都有地活用による緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業実施要綱に基づく公募に応じる個人又は法人(以下「応募者」という。)から提出された書類の審査及び必要に応じて面接審査を行うことにより、応募者の適格性を審査し、その結果を都市整備局長に報告する。

### (構成)

- 第3 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長には、都市整備局市街地建築部長の職にある者をもって充てる。
  - 3 委員には、都市整備局耐震化推進担当部長、都市整備局総務部契約調整担当課長、都市整備局市街地建築部調整課長、都市整備局市街地建築部建築企画課長及び都市整備局市街地建築部耐震化推進担当課長の職にある者をそれぞれ充てる。
  - 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた委員が、その職務を代理する。

### (招集等)

- 第4 審査会は、委員長が招集する。
- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。
  - 3 委員長は、審査に必要な場合は、関係職員、有識者等の出席を求めることができる。
  - 4 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (審査基準)

第5 審査会は、別途定める都有地活用による緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業に関する利用者選定審査基準に基づき審査し、応募者の適格性を判定するものとする。

### (開催時期)

- 第6 審査会は、都有地活用による緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業実施要綱に基づく公募の期間が終了したときに、速やかに開催する。
- 2 前項のほか、委員長が必要と認める場合は、審査会を開催することができる。

### (審査会の扱い)

第7 審査会は、これを非公開とする。

(庶務)

第8 審査会の庶務は、都市整備局市街地建築部建築企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

# 都有地活用による緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業に関する

## 利用者選定審査基準

24 都市建企第 1298 号  
平成 25 年 2 月 28 日

都有地活用による緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業実施要綱（平成 25 年 2 月 28 日付 24 都市建企第 1298 号）第 8 条第 2 項に規定する審査基準は以下のとおりとする。

### （用語の定義）

第 1 この基準において使用する用語は、都有地活用による緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業実施要綱において使用する用語の例による。

### （審査の方法）

第 2 審査は、基礎審査、評価点審査の順に行う。ただし、1 か所の土地に対し、基礎審査の項目を充足している応募者が 1 者の場合には、当該応募者を貸付先とし、評価点審査は行わない。

### （基礎審査）

第 3 応募者が次に掲げる基礎審査の項目を充足しているかについて審査を行う。

- （1）応募者が、緊急輸送道路沿道建築物を所有する者であること。
- （2）所有する緊急輸送道路沿道建築物が耐震改修等工事をする必要があること。
- （3）耐震改修等工事が適切なスケジュールに基づいた工事計画であること。
- （4）耐震改修等工事に必要な資金計画が策定されていること。
- （5）都有地の利用が貸付地近隣へ配慮された計画であること。
- （6）耐震改修等工事に際し貸付地の必要性があること。
- （7）緊急輸送道路沿道建築物の耐震強度が低く、地震により倒壊する可能性があること。

### （評価点審査）

第 4 1 か所の土地に対し、応募者が複数の場合は、基礎審査を合格した応募者に対して、次に掲げる審査項目を評価し、その評価の程度に応じて加点を行う。

- （1）貸付地近隣への配慮の程度が高いこと。
- （2）緊急輸送道路沿道建築物の立地条件等により、貸付地の必要性が高いこと。
- （3）施設の耐震強度が低く、地震により倒壊する可能性が高いこと。

2 各評価点の合計を総合評価点とする。

3 総合評価点が高い応募者を貸付先に決定する。

4 貸付先に決定された者以外の応募者にヒアリングを実施し、その結果、貸付先に決定された応募者に支障のない範囲で当該都有地の貸付けが可能な場合は、当該応募者を貸付先として決定を行う。

5 ヒアリング及び貸付先の決定の順番は、総合評価点が高いものから先に実施する。

(その他)

第5 この基準に定めるもののほか、都市整備局長は、貸付地の個別の事情に応じて、必要な審査基準を別途定めることができるものとする。